



全社高障福発第 27 号①  
日本セルフ発第 76 号①  
令和 2 年 6 月 8 日

会員社会就労センター長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国社会就労センター協議会  
会長 阿由葉 寛  
認定特定非営利活動法人日本セルフセンター  
会長 高江 智和理  
<公印略>

## 「優先調達推進法」の啓発活動へのご協力について（お願い）

日頃より両会の事業推進にご協力を賜り、深謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生産活動への深刻な影響を受けているなか、障害のある方々の“働く・くらす”を日々支え続けていただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、全国社会就労センター協議会及び日本セルフセンターでは、都道府県や市区町村に対し、「優先調達推進法」の周知・啓発を通じて、社会就労センターへの発注拡大、利用者の工賃・賃金向上につなげるため、例年、優先調達推進法の公布日である 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」、6 月 20 日から 7 月 20 日までの 1 か月間を「同月間」と定め、同法の周知・啓発を行っております。

つきましては、今年度は下記により同法の啓発活動を実施いたしたく、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

### 1. 直近の優先調達の促進にかかる取り組み・施策動向

#### （1）障害者優先調達情報交換会の開催

昨年 10 月、厚生労働省において、各府省庁等の調達担当者と障害者就労施設等の担当者による情報交換会が開催され、官公庁における取り組みへの推進が図られました。

#### （2）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急要望活動

経済情勢の悪化から民需が落ち込み、その回復にも時間を要する見通しであることから、本年 5 月、全国社会就労センター協議会では、中央省庁や自治体における一層の官公需拡大について、B 型利用者の工賃減少に対する補填等とあわせて厚生労働省への緊急要望を行いました。

#### （3）就労継続支援事業所の全国的な受発注を支援する体制整備

厚生労働省の令和 2 年度予算では、「工賃向上のための取組推進」として、地域生活支援

促進事業のうち 3.2 億円が計上されました。

また、緊急要望提出後に示された第 2 次補正予算（案）では、緊急事態宣言解除後を視野に、受注が減っている就労継続支援事業所への受注量の確保に向け、都道府県域を超えて広域での受発注を進めるための「共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業」を実施することが盛り込まれました（別添資料参照）。

## 2. 今年度の「優先調達推進法」の啓発活動について

### （1）所在の自治体等に対する「優先調達推進法」の啓発活動の実施

各社会就労センターにおかれましては、所在の自治体等に対する「優先調達推進法」の啓発活動により一層ご協力くださいますようお願いいたします。啓発活動実施の際には、優先調達推進法啓発ポスターとパンフレット（無料※）をご利用ください。

### （2）全国社会就労センター協議会のホームページへの関連情報掲載

「優先調達推進法」の周知・啓発に向けて、全国社会就労センター協議会のホームページに優先調達推進月間にあわせて関連情報を掲載する予定ですので、ご活用ください。

## 3. 備考

- ・各都道府県・指定都市の障害保健福祉部局に対しても、別添写により同法の一層の活用を依頼しておりますので、ご承知おきください。
- ・優先調達推進法啓発ポスター・パンフレットがご入用の場合は、全国セルプ協事務局までご用命ください。

## <お問い合わせ・啓発ポスター等注文先（事務局）>

全国社会就労センター協議会（セルプ協）事務局〔担当：寺西、井野、薄井〕

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL：03-3581-6502／FAX：03-3581-2428／E-mail：selp@shakyo.or.jp

【セルプ協 HP】<https://www.selp.or.jp/>

（※ポスター・パンフレット掲載あり）